

## 工事請負契約に係る予定価格の事前公表（試行実施）

現在、工事請負契約に係る予定価格は、入札執行後の公表（事後公表）としており、併せて、情報漏洩を低減させる対策として、平成 24 年度から、最低制限価格を算定するにあたり、電子入札システムで無作為に選んだ係数を乗じている。

昨年度発覚した本市発注工事における官製談合事案を受け、入札前に職員から予定価格等を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を防止し、建設工事における公正な入札の執行を確保するため、工事請負契約に係る予定価格については、入札執行前（事前公表）の公表を行う。

なお、入札執行前の公表を再開するに当たっての問題点などを検証するため、この取扱いについては、当面の間の試行実施とする。

### 1 対象

契約管財局で入札を執行する予定価格が 6 億円以下の土木工事、建築工事、舗装工事、電気工事、給排水衛生冷暖房工事、造園工事  
但し、総合評価落札方式により入札を行うものを除く。

### 2 予定価格の公表時期

入札公告時

### 3 実施時期

令和 2 年 4 月 1 日以降発注分から（予定）

### 4 関係規程の整備

関係規程等の整備は、年度末までに行う。

### 5 その他

事前公表を行う予定価格の算出にあたり、無作為係数処理（※）は行わない。

（※）無作為係数処理：設計金額等に、0.995～1.000 の範囲において 0.001 刻みで無作為に抽出した数値を乗じて算出するもの。